

【公印・割印省略】

7 筑同推協第 34 号

令和 8 年 1 月 9 日

企業・事業主 様
人事担当責任者 様

筑紫地区人権・同和行政推進協議会
会 長（太宰府市長） 高原 清

令和 7 年度筑紫地区企業・事業所同和問題研修会の開催について（ご案内）

新春の候、貴台におかれましては益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、私たちの周りでは、同和問題をはじめ様々な人権問題が現存し、日本国憲法に保障された基本的人権が保障された社会を構築することが必要です。

このような状況の中、平成 28 年に、「部落差別解消推進法」、「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」が施行され、福岡県でも平成 31 年に「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例」が施行されました。しかし、未だにインターネットでの差別書き込みをはじめ、戸籍謄本等の不正取得による身元調査など、悪質な差別事象が多く発生しています。

行政として、企業として、そして一人の人間として、これらの問題に積極的にかかわり、その解決を図っていくことは重要なことであると考えています。

つきましては、筑紫地区管内の企業・事業主様を対象として、開催要領のとおり研修会を開催いたしますので、ご多忙中のこととは存じますが、貴台及び人事担当責任者の出席についてご配慮くださいますようお願いいたします。

お問い合わせ：筑紫地区人権・同和行政推進協議会

【事務局】太宰府市人権政策課

☎921-2121（内線 443） ✉jinken@city.dazaifu.lg.jp

【開催当番市】春日市人権男女共同参画課

☎584-1201 ✉jyonasan@city.kasuga.fukuoka.jp

令和7年度筑紫地区企業・事業所同和問題研修会開催要領

1 目 的

筑紫地区では、同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決を図るため、相互に連携し、その解決に取り組んできたものの、私たちの周りでは、未だに部落差別をはじめとする様々な差別が存在している。

近年では、インターネットによる差別書き込みが後を絶たず、それによって不適切な情報や間違った認識が拡散され、新たな差別を助長する要因となっている。

そうした中で、様々な人権問題の解決に向けた企業等の担うべき役割は大きく、企業・事業所は、人権侵害をもとに生産された原材料を使用しないことや公正な採用、適正な雇用管理、ハラスメントの防止など、様々な面で人権を尊重した取り組みが求められる。

本研修会は、筑紫地区内における各企業・事業所において、人権を尊重した取り組みの推進の一助となることを目的として実施するものである。

2 内 容

講演：「多様な性～性別不合・性別違和について～」(LGBTQ+)

講師：椎太 信 様 (GID Link 代表)

3 日 時

令和8年2月19日(木) 14:00～16:00(13:30～受付)

4 会 場

春日市ふれあい文化センター 旧館大会議室(春日市大谷6丁目24番地)

5 参加対象者

筑紫地区企業・事業主及び人事担当責任者

6 主 催

筑紫地区人権・同和行政推進協議会

(春日市・大野城市・那珂川市・筑紫野市・太宰府市)

福岡中央労働基準監督署

福岡南公共職業安定所

7 後 援

筑紫地区企業同和問題推進委員会

8 お問い合わせ：筑紫地区人権・同和行政推進協議会

【事 務 局】太宰府市人権政策課 ☎921-2121(内線443)

✉jinken@city.dazaifu.lg.jp

【開催当番市】春日市人権男女共同参画課 ☎584-1201

✉jyonasan@city.kasuga.fukuoka.jp